

Tax News Flash

#03/2024

デジタル資産市場を活性化するための税制優遇措置を導入

2024年9月24日、タイ政府は国内におけるデジタル資産市場の成長を促進するため、2件の勅令を公布しました。これらの勅令は、デジタルトークンや暗号通貨への投資と利用を奨励するために重要な税制優遇措置になります。

勅令第788号：ユーティリティトークンおよび暗号通貨に対するVATの免除

勅令第788号は、暗号通貨およびユーティリティトークンの取引に対する付加価値税(VAT)を免除するために公布されました。このVATの免除は、デジタル資産取引所、ブローカー、またはディーラーを通じて行われる取引、およびデジタル資産事業に関する緊急勅令B.E. 2561(2018)に基づくデジタル資産ディーラーへの譲渡にも適用されます。本勅令は、取引コストを削減し、サポート体制の整った規制環境を整えることで、タイにおけるデジタル資産の利用を促進することを目的としています。

勅令第789号：投資用デジタルトークンに対する個人所得税の免除

勅令第789号は、個人が投資用デジタルトークンの所有により得られる利益分配または利益に対する個人所得税を免除するために公布されました。本勅令は、投資家の税負担を軽減し、デジタル経済を活性化することを目的としています。個人所得税の免除は、納税者が15%の源泉徴収税の還付または控除を請求しないことを条件として、2024年1月1日以降に受け取った利益分配または利益に適用されます。

これらの勅令は、デジタル資産市場を強化し、投資家を誘致するためにより優遇された税制を整備することで、デジタルセクターにおける経済成長を促進するというタイ政府の包括的な戦略の一環です。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638) toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619) shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830) tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321) motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。